

利子補給制度をお客様へご案内される指定金融機関の方へ

※本資料は、利子補給制度を指定金融機関のご担当者様が、事業者（お客様）へ説明する際の補足資料です。
利子補給事業のパンフレットや事業要件説明資料と合わせて、ご確認ください。

【 利子補給制度をご案内される際に知っておきたいポイント3点 】

① 省エネルギー設備等の新設・増設が、利子補給の対象となります。

※省エネ補助金(注1)では、省エネルギー設備の“更新”が補助対象で、“新設・増設”は補助対象外となっています。

② 当該年度4月1日以降の契約・発注分の設備が、利子補給の対象となります。

※融資契約は、交付方針の決定通知を受領後に、締結してください。

③ 省エネルギー効果等のエビデンス資料を提出する必要があります。

※エビデンス資料は、設備販売店やメーカーと協力して作成いただくことをお勧めします。

※トップランナー制度対象品目は、トップランナー基準を満たす必要があります。

(注1)令和3年度先進的省エネルギー投資促進支援事業を指しています。

(注2)トップランナー基準とは、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めているものです。

トップランナー制度に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ（下記URL）をご参照ください。

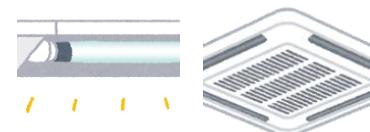
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/#t01

例えば、以下のような中小企業の設備投資に係る融資も利子補給制度の対象となります。

事例① 空調や照明の新設に係る融資

トップランナー

小売業を営むお客様A社（資本金300万円）より、売り場エリアの拡張に関しての相談を受ける。拡張エリアに新設する空調設備や照明設備を今後発注するが、当該設備購入資金として、100万円の融資が必要となるケース



空調、照明設備

ポイント3点に合致しているかを、まずは確認！！

- ✓ 売り場エリアの拡張に伴う省エネルギー設備の新設であるため、①を満たしていることを確認！
- ✓ 導入設備はこれから契約・発注を行うため②も満たしていることも確認！
- ✓ お客様から販売メーカーを紹介してもらい、導入設備が、トップランナー基準を満たす設備であることが判明！

※この場合、設備メーカーのカタログから、当該設備が、トップランナー基準を満たしていることを示す説明箇所等を抜粋して、申請書に添付してSIIへご提出ください。

・当資料はお客様へ事業を説明する際のポイントについて記載したものです。

・申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。

・上記事例は空調・照明設備ですが、トップランナー制度対象品目は、電気冷蔵庫・冷凍庫や変圧器、ショーケースなど多数の設備が対象となります。

事例② 既存工場への工作機械の増設に係る融資

トップランナー以外

金属加工業を営む中小企業B社（資本金500万円）において、新規取引先との大型発注契約が決定したとの連絡を受ける。生産量の増加に伴い、新たに自社工場へレーザー加工機を増設するための当該設備購入資金として、600万円の融資が必要となるケース



レーザー加工機

【 利子補給制度をご案内される際に知っておきたいポイント3点 】

- ① 省エネルギー設備等の新設・増設が、利子補給の対象となります。
- ② 当該年度4月1日以降の契約・発注分の設備が、利子補給の対象となります。
- ③ 省エネルギー効果等のエビデンス資料を提出する必要があります。

ポイント3点に合致しているかを、まずは確認！！

- ✓ 生産量の増加に伴う省エネルギー設備の増設に該当するため、①を満たしていることを確認！
- ✓ 導入設備はこれから契約・発注を行うため、②も満たしていることも確認！
- ✓ お客様から販売メーカーを紹介してもらい、販売メーカーへ「増設する機械がトップランナー基準に該当するか」を確認したが該当しなかったため、「省エネルギー効率が一代前モデルと比較して向上していることの説明資料」の作成について相談したところ、エネルギー使用量が低減された実測結果があることが判明！

※この場合、メーカーより実測結果の報告資料を受領し、申請書に添付してSIIへ提出してください。また、SIIが提供する様式に記載された「工作機械の省エネルギー量の効果計算」から、見込み省エネルギー量を算出して、申請書に記載してください。

工作機械の計算方法（例）

$$\left(\boxed{\text{一代前モデルのエネルギー使用量} \\ (1サイクルあたり) [kWh等]} - \boxed{\text{導入設備のエネルギー使用量} \\ (1サイクルあたり) [kWh等]} \right) \times \boxed{\text{年間想定} \\ \text{サイクル数}} \times \boxed{\text{導入} \\ \text{台数}} = \boxed{\text{見込み} \\ \text{省エネルギー量} \\ [kWh等/年]} \Rightarrow \boxed{\text{見込み} \\ \text{省エネルギー量} \\ [kWh/年]}$$

- ・当資料はお客様へ事業を説明する際のポイントについて記載したものです。
- ・申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。
- ・上記事例以外にも、フライヤーなどの食品製造設備、洗浄機などトップランナー対象品目以外の幅広い設備の採択実績があります。

なお、2次公募より、導入設備が省エネ補助金で別途登録済みの生産設備（工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン）である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデル及び導入設備のカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できるようになりました。（詳細についてはSIIへお問い合わせください。）

※令和3年度先進的省エネルギー投資促進支援事業（以下、省エネ補助金）にて製品型番登録がされた生産設備を指します。登録状況については以下SIIホームページよりご確認可能です。

<省エネ補助金のSIIホームページURL : <https://sii.or.jp/cutback03/search> >

事例③ 既存工場への生産設備の増設に係る融資

トップランナー以外

食品トレー、弁当・惣菜容器製造を営む中小企業C社（資本金700万円）において、食品デリバリーの増加に伴い食品トレー・弁当容器を製造する既存工場に、新たにラミネート機、真空成形機、裁断機などからなる製造ラインを増設するための設備購入資金として、1,000万円の融資が必要となるケース



食品トレー製造ライン

【 利子補給制度をご案内される際に知っておきたいポイント3点 】

- ① 省エネルギー設備等の新設・増設が、利子補給の対象となります。
- ② 当該年度4月1日以降の契約・発注分の設備が、利子補給の対象となります。
- ③ 省エネルギー効果等のエビデンス資料を提出する必要があります。

ポイント3点に合致しているかを、まずは確認！！

- ✓ 生産量の増加に伴う省エネルギー設備の増設に該当するため、①を満たしていることを確認！
- ✓ 導入設備はこれから契約・発注を行うため、②も満たしていることも確認！
- ✓ お客様から販売メーカーを紹介してもらい、販売メーカーへ「増設する機械がトップランナー基準に該当するか」を確認したが該当しなかったため、「省エネルギー効率が一代前モデルと比較して向上していることの説明資料」の作成について相談したところ、エネルギー使用量が低減された実測結果があることが判明！

※この場合、メーカーより実測結果の報告資料を受領し、申請書に添付してSIIへ提出してください。また、SIIが提供する様式に記載された「見込み省エネルギー量の計算方法」から、見込み省エネルギー量を算出して、申請書に記載してください。

工作機械の計算方法（例）

$$\left(\boxed{\text{一代前モデルのエネルギー使用量 (1サイクルあたり) [kWh等]}} - \boxed{\text{導入設備のエネルギー使用量 (1サイクルあたり) [kWh等]}} \right) \times \boxed{\text{年間想定サイクル数}} \times \boxed{\text{導入台数}} = \boxed{\text{見込み省エネルギー量 [kWh等/年]}} \Rightarrow \boxed{\text{見込み省エネルギー量 [kI/年]}}$$

- ・当資料はお客様へ事業を説明する際のポイントについて記載したものです。
- ・申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。
- ・上記事例以外にも、射出成型機、プレス機、旋盤などトップランナー対象品目以外の幅広い設備の採択実績があります。

事例以外の採択事業のご紹介（抜粋）

ご紹介した事例以外にも様々な事業が利子補給金制度にて採択を受けております。

製造ライン	菓子製造ライン 増設に伴う事業
	新製品生産のために 塗装ライン を新設する事業
	蒸し豆の製造ライン を増設する事業
	生産設備増強のため大口径杭の生産に対応した コンクリート杭用製造ライン を増設する事業
	新規工場へ 乾麺の製造ライン を新設する事業
食品製造設備	保存食品を製造するために フライヤー、冷却器、食器用洗浄機等 を導入する事業
冷蔵設備	青果を貯蔵するための 冷蔵設備 を増設する事業
医療用設備	検査・診療・治療の幅を拡大させるための 新規設備（X線CT診断装置） の導入事業
	診療所の開業に伴い 聴力検査室 を新設する事業。
	病院の手術室を増設し、 医療機器（MRI、CT等） を新設および増設する事業
クラウドサービス	社内運用している生産管理システムをデータセンターを活用した クラウドサービスへ移行 する事業
	自社保有の機器からデータセンターの クラウドサービスへ移行 する事業
検査装置	外部検査機関への持込や、目視等で行っている品質検査の生産性を向上させるために、 X線非破壊検査装置 を新設する事業
倉庫システム	物流センターに 自動倉庫システム を新設する事業
昇降機	介護保険施設に空調設備機器、 小荷物専用昇降機 を増設する事業
車両	ホイールローダ 増設に伴う融資 ※1
ロボット	ロボドリル 導入に伴う融資

※1 日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場での利用に限る

上記以外の事例や採択事業に関する、ご不明な点はお気軽に下記連絡先へお問い合わせください。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡
一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

TEL : 03-5565-4460

<https://sii.or.jp/rishihokyu03/>

<受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）>

通話料がかかりますのでご注意ください。